

公開見積合せの手続き

平成 16 年 3 月 29 日

契約管理課長決裁

平成 31 年 3 月 29 日一部改正

契約管理課にて行う公開見積合せの事務手続きについては、別に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 物品請求書等の受理

- (1) 各物品管理者から送付された物品請求書（札幌市会計規則（昭和 39 年規則第 18 号）様式 66（その 1））又は契約締結依頼書（以下「物品請求書等」という。）については、購入等を行う物品の数量、仕様等を明らかにした関係書類（以下「仕様書」という。）を確認のうえ、受理するものとする。
- (2) 前号に基づき受理した物品請求書等は、契約管理課長まで供覧するものとする。

2 公開見積合せの執行に係る伺（第 1 次伺）

- (1) 公開見積合せの執行に係る伺（以下「第 1 次伺」という。）は、電子計算機処理による出力帳票（一覧表）をもって行うことができる。ただし、これにより難しいときは、競争入札の例によるものとする。
- (2) 前項第 2 号に掲げる供覧は、前号の第 1 次伺をもって代えることができる。

3 公開見積合せの参加資格

- (1) 公開見積合せに参加できる者（以下「参加者」という。）は、車両の借受けを除き、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成 14 年 9 月 18 日財政局理事決裁。以下「審査要領」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく名簿（物品・役務）の「製造業」又は「卸小売業」に登載された者とする。なお、車両の借受けにおいては、審査要領第 9 条第 1 項の規定に基づく名簿（物品・役務）の「一般サービス業」に登載された者とする。
- (2) 契約管理課長は、契約の性質又は目的により、次に掲げる事項を参加資格として定めることができる。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく事務所の所在地
 - イ 審査要領第 8 条の規定による等級
 - ウ 審査要領第 9 条第 1 項の規定による取扱業種
 - エ 次に掲げる書類の提出が可能であること
 - (ア) 製造者等が発行する物品若しくは素材に係る出荷引受書又は品質保証書
 - (イ) 契約の履行に必要な許可、承諾又は届出書の写し
 - (ウ) 製造の請負の場合で、契約の履行に必要な設備機器を保有している

又は使用できることを証する書類

(エ) その他契約管理課長が認める書類

オ その他契約管理課長が特に必要と認めるもの

- (3) 前号に基づき参加資格を定める場合は、第2項に基づく第1次伺において決裁を受けるものとする。
- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁。以下「措置要領」という。）に基づく参加停止の措置を受けている者は、公開見積合せに参加することができないものとする。

4 公開見積合せの期間

- (1) 公開見積合せの期間（以下「見積期間」という。）は、原則として毎週火曜日10時00分を開始日時とし、翌週月曜日15時00分を見積書提出期限として行うものとする。
- (2) 前号に規定する見積期間のうち土曜日及び日曜日を除く日に国民の祝日又は振替休日（以下「祝日等」という。）がある場合は、開始日時を月曜日10時00分にするとともに、見積書提出期限を開始日から起算し5営業日目の15時00分に定めるものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、月曜日から翌週月曜日までのうち土曜日及び日曜日を除く日に祝日等が2日以上あるとき及び年末年始については、公開見積合せを行わないものとする。また、契約管理課長が別途定める週は、公開見積合せを行わないことができる。

5 公開見積合せの方法

- (1) 公開見積合せは、電子入札システムにより執行するものとし、仕様書等案件情報の公開は札幌市入札情報サービスにより行うものとする。
- (2) 参加者は、前項に定める見積期間中に、電子入札システムにより見積書を提出しなければならない。ただし、契約管理課長が認めた場合はこの限りでない。

6 公開見積合せの中止

見積期間中、次のいずれかに該当する案件があるときは、当該案件の公開見積合せを中止することができる。この場合、その旨を札幌市入札情報サービスのお知らせ欄へ掲載するものとする。

- (1) 仕様書等の内容に不備があったもの
- (2) 物品管理者から公開見積合せの中止の依頼があったとき
- (3) その他契約管理課長が競争性又は公平性に欠ける事情があると判断したもの

7 見積書の開披

- (1) 参加者より提出された見積書は、第4項に定める見積期間最終日の15時以降に電子入札システムにて開披し、契約予定者（予定価格の制限の範囲内で有効に見積った者のうち、最低又は最高の価格を提示した者。以下同様とする。）を決定するものとする。
- (2) 見積の無効及び契約予定者の決定については、競争入札の例による。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での有効な見積がないときは、競争入札の例により、2回を限度に再度の見積合せを行い、契約予定者を決定することができる。
- (4) 前3号による契約予定者が、第3項に基づく参加資格を有しないと認められるときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者とするすることができる。

8 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方の決定は、第2次伺により行うものとする。
- (2) 前号の契約の相手方の決定に際し、契約予定者が次に掲げる事由により契約の相手方として不相当であると認められたときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者とするすることができる。
 - ア 経営状態が著しく不健全であるとき
 - イ 措置要領に基づく参加停止の措置を受けたとき
 - ウ その他契約を締結し難い重大な事由があるとき

9 結果の公表について

前項により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該公開見積合せの執行結果を、札幌市入札情報サービスに掲載するものとする。

10 契約の締結

- (1) 第8項第1号により契約の相手方を決定したときは、速やかに発注書を交付し、又は契約書を取り交わすものとする。
- (2) 前号により発注書を交付し、又は契約書を取り交わしたときは、速やかに物品管理者に物品請求書の返戻又は契約締結の通知を行うものとする。

附 則（平成31年3月29日）

この規定は、平成31年4月22日以降に仕様書等の公開を行うものから適用する。